

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

橋渡し研究戦略的推進プログラム

大阪大学

異分野融合型研究シーズ支援研究費 募集要領

募集期間（学内）：2019年9月2日（月）～9月24日（火）

募集期間（学外）：2019年10月1日（火）～10月23日（水）予定

国立大学法人 大阪大学

医学部附属病院未来医療開発部

I はじめに

1 事業の概要

文部科学省により、第1期「橋渡し研究支援推進プログラム」(2007～2011年)並びに第2期「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」(2012～2016年)が実施され、大阪大学(以下、「本学」という。)を含む橋渡し拠点やその関連する研究機関が有する新規医療シーズに対して、実用化のための研究費支援がなされてきました。2017年度からは、国立研究開発法人 日本医療研究開発機構(以下、「AMED」)より後継プログラムとして「橋渡し研究戦略的推進プログラム」(以下「現行プログラム」)が実施され、本学は引き続き拠点として採択されております。現プログラムは、これまでに整備されてきた革新的医療技術創出拠点の基盤を活用しつつ、全国の大学等の拠点において、他機関のシーズの積極的支援や産学連携を強化し、大学等発の有望なシーズを育成することで、アカデミア等における革新的な基礎研究の成果を臨床研究・実用化へ効率的に橋渡しができる体制を構築し、革新的な医薬品等をより多く持続的に創出することを目指しています。

本公募においては、医療実用化を目指した広範なシーズの育成や、医学・歯学・薬学系以外の先端技術・知識を利活用して医療イノベーションを推進する事を目的とし、異分野との融合シーズ(以下、「異分野融合型研究シーズ」という。)の開発支援事業を実施するものです。

2 対象および支援内容

医歯薬系研究科以外における「関連特許出願を目指す基礎研究課題」を対象といたします。

(現行「橋渡し研究」プログラムにおける登録済みシーズAのうち本「異分野融合型研究シーズ」の趣旨に合致する研究課題も応募の対象といたします。研究費支給を希望する場合は、改めて応募書類の提出が必要となります。)

大阪大学拠点に配分される研究費から関連特許出願を目指す基礎研究課題を対象として、上限500万円の研究費を支給します。(原則として単年度毎の補助です。目安として支援開始から3年以内に特許出願をし、シーズBへの移行を目指すものを対象とします。特許支援実績の資料確認があり、配分された研究費は明確に特許出願の目的で使用されることが求められています。)

II 募集内容

1 審査の対象

(1) 対象とする研究課題

審査の対象は、下記の条件を満たす研究課題とします。

- ・ 大学等のオリジナルな研究成果によるシーズであること。
- ・ 研究開発代表者は 医学・歯学・薬学系以外の所属であること。
 - ※研究分担者および協力者は医学・歯学・薬学系所属であっても差し支えない。
 - ※「医工学」等の融合組織の所属者の応募も可能とするが事業趣旨を吟味すること。
- ・ 迅速な承認・認証を目指すシーズであること。
- ・ 市場及び医療現場でのニーズが高い領域に対する画期的な治療法に関する研究でありながら、

開発ノウハウや研究資金が不足しており、橋渡し研究支援拠点の支援なしでは開発が難しいシーズであること。

(2) 対象とする機関

対象とする研究機関、参画機関は、本学並びに以下に例示する国内の大学、研究開発機関、企業等のうち、本学との共同開発が可能な機関とします。

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 国公立研究機関
- ・ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人
- ・ 特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人
- ・ 民間企業（法人格を有する者、研究分担機関としての申請に限ります）
- ・ 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

(3) 審査項目と観点

課題の採択にあたっては、以下の観点に基づいて審査します。

- ・ 特許性
- ・ 基本特許、周辺特許の申請が見込めるか、
アカデミア（単独 or 共願）からの出願が検討されているか
- ・ 社会的意義
 - ・ 市場性等やニーズについて検討されているか
- ・ 科学的重要性
 - ・ 新規性について
- ・ 企業、大学との連携
 - ・ 研究を進めるために必要な体制があるか
- ・ 公募趣旨との整合性
- ・ 拠点として支援すべき課題か、拠点との連携によりシナジー効果が図られるか

(4) 留意点

- ・ 応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。
- ・ 他の競争的資金から多額の補助を受けている場合は、研究費の支給の対象とならない場合があります。
- ・ 研究代表者は、外部資金の研究代表者としての申請に問題が無いかどうか、所属部署に確認の上、ご申請ください。
(非常勤・招聘教員・特任研究員等のご身分でも申請が出来ない場合があります)
- ・ 研究代表者もしくは分担者は、利益相反マネジメントが必須となるため、原則として知財の権利を有している方がご担当ください。

※企業様におかれましては、利益相反マネジメントの実施の可否を必ずご確認ください。

- ・ 大学院生等、学生の身分では代表者・分担者としては申請が出来かねますので、ご了承ください。（研究協力者としては申請可能です）
- ・ 本公募採択時や採択後に、本事業ならびに既存の橋渡し研究プログラムとの整合性を鑑み、「異分野融合型研究」から「橋渡し研究」のシーズAへの移行、あるいはシーズBへのステップアップも研究の進捗等に応じて適宜進めてまいります。
- ・ 本事業の研究実務者は採択後に未来医療開発部等が提供する橋渡し研究や医工連携に関するセミナーや e-learning などの教育プログラムを受講するものとします。また、希望者には Translational Science and Medicine Training Program (TSMTTP) 等の橋渡し拠点による教育プログラムへの参加を推薦します。履修義務を果たさない場合は、研究費の執行停止等を指示することがあります。

2 支援実施期間

研究費の配分に関しては原則、以下の期間を想定しています。

なお、実施期間中であつたとしても、本プログラムのPD、POの指導・助言、未来医療開発部による評価の結果、及び研究の進捗状況等によっては中止の指示をすることもあり得ます。大阪大学拠点の支援シーズとしての登録は、原則翌年にも継続されます。（別紙1（異分野）をご参照ください）

- ・ 大阪大学のシーズ（学内シーズ）：審査結果により、以下のいずれかの期間にて支援。

- ① 2019年12月中旬頃（予定）～2021年3月末までの複数年度支援
- ② 2019年12月中旬頃（予定）～2020年3月末の単年度支援
- ③ 2020年4月～2021年3月末までの単年度支援

- ・ 大阪大学以外のシーズ（学外シーズ）：審査結果により、以下のいずれかの期間にて支援。

- ① 2020年4月～2021年3月末までの単年度支援
- ② 2020年4月～2022年3月末までの複数年度支援

3 採択課題数

継続シーズ、学外より採択するシーズを含めて15課題程度を予定しています。

4 実施予定額

交付額については未定ですが、最大500万円までの交付を予定しています。

5 評価

現行プログラムの実施期間中、登録されている全シーズに対して、全てのシーズの研究責任者は、研究費を支給している年度の研究進捗状況について、シーズ研究成果報告書を未来医療開発部に提出していただきます。

さらに年に1～2回程度、研究成果に関するヒアリングを実施する場合があります。

これに加え、拠点担当者が進捗状況の把握のために情報提供を求めることがあります。

6 経費

現行プログラムにおける経費の詳細は以下の様になります。

拠点からの支援料として、未来医療開発部料金表に基づいた料金を計上頂く場合があります。

異分野融合型研究シーズの研究費の用途は原則以下に従うものとします。

1. 拠点と、研究代表者の協議をおこない、知財確保までの目標とスケジュールについて合意するための費用（交通費等）
2. 研究成果の特許出願のために、競合特許調査に要する費用（委託費等）
3. 研究成果の特許出願のために、必要とされるデータ補強のための研究費（消耗品費等）
4. 研究成果の特許出願に要する費用（事業実施費等）

III 応募方法

1 募集から事業開始までのスケジュール

(1) 異分野融合型研究シーズ(学内シーズ)

応募期間

2019年9月2日(月)～9月24日(火)

↓

第1次審査(シーズ支援会議による書面審査)

2019年9月30日(月)～10月11日(金)(予定)

(必要に応じて追加書類を求めることがあります)

↓

第2次審査(シーズ支援会議によるヒアリング審査)

2019年10月23日(水)(予定)

※ヒアリングのご案内は、開催日1週間前を目安に通知をお送り致します。

↓

審査結果通知

2019年11月中旬(予定)

↓

支援開始

学内シーズ：2019年12月中旬以降(予定)

(2) 異分野融合型研究シーズ(学外シーズ)

応募期間

2019年10月1日(火)～10月23日(水)

↓

第1次審査(シーズ支援会議による書面審査)

2019年11月1日(金)～11月15日(金)(予定)

(必要に応じて追加書類を求めることがあります)



第2次審査 (シーズ支援会議によるヒアリング審査)

2019年12月12日(木)、12月19日(木) (予定)

※ヒアリングのご案内は、開催日1週間前を目安に通知をお送り致します。



審査結果通知

2019年12月下旬 (予定)



支援開始

2020年4月 (予定)

2 申請書類の作成・提出方法

(1) 申請書類の様式

以下の書類をご作成の上、ご応募ください。

【応募書類】

様式1 「異分野融合型研究シーズ支援研究費 提案書」

様式2-1 「新規シーズ自己評価チャート」

様式2-2 「継続Aシーズ進捗自己評価チャート」

本研究シーズ提案に関するアイデアの背景、根拠となる資料

(様式自由ですので、別紙としてご提出ください)

<新規シーズとしてご申請される場合>

新規シーズとしてご申請される場合は、以下3点の書類をご提出ください。

・様式1 「異分野融合型研究シーズ支援研究費 提案書」

・様式2-1 「新規シーズ自己評価チャート」

・本研究シーズ提案に関するアイデアの背景、根拠となる資料

(様式自由ですので、別紙としてご提出ください)

<継続シーズとしてご申請される場合>

既に大阪大学の支援シーズとして登録されているご研究で (シーズ番号をお持ちの研究)、異分野シーズとしてご申請される場合は、以下の書類をご提出ください。

・様式1 「異分野融合型研究シーズ支援研究費 提案書」

・様式2-2 「継続Aシーズ進捗自己評価チャート」

※大阪大学の支援シーズとして登録されているご研究は、全て継続シーズとなります。

《作成時留意事項》

- ・様式1に従って、日本語で提出書類を作成してください。
- ・「様式1 異分野融合型研究シーズ支援研究費 提案書」の該当箇所に研究費の使用計画を必ず記載してください。
- ・新規に応募されるシーズについては、「本研究シーズ提案に関するアイデアの背景、根拠となる資料」を別紙として添付してください。様式は問いません。
- ・全て用紙サイズはA4版、文字サイズは10～12ポイントとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成してください。
- ・提出様式はできるだけ簡潔かつ明瞭に記載願います。
- ・ファイル名は、申請機関名、申請者姓名を付けてください。(例「阪大鈴木太郎」)
- ・カラーで作成可能ですが、審査等の際には白黒コピーで対応することがありますので予めご了承ください。
- ・すでにこの研究に関して特許出願を行っている場合には、その内容について差し支えの無い範囲で記載してください。

(2) 提出方法

応募書類については、以下に提出ください。

応募先：support@dmi.med.osaka-u.ac.jp

※送信メールの件名は「異分野融合型研究シーズ応募」としてください。

- ・様式申請書類は電子メールにて送付してください。それ以外の方法による提出は受け付けません。
- ・提出書類に関する問い合わせは、下記の「問合せ先」へお願いします。
- ・提案1課題につき送信1回で送付してください。
データ容量が10MB以下になるようにデータサイズを調整して送付してください。

(3) 提出締切

異分野融合型研究シーズ(学内) : 2019年9月24日(火) 必着

異分野融合型研究シーズ(学外) : 2019年10月23日(水) 必着

(送信記録が上記期限を過ぎた場合には受領できませんので、ご注意ください)

(4) 留意事項

- ・提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうとも受理しません。
また、申請書類に不備がある場合は、審査対象とはなりません。
- ・申請書類を受領した後の修正(差し替え含む)は、一切受け付けません。
- ・申請書類は返却しません。
- ・申請書類については、本審査のためにのみ利用します。応募内容に関する秘密は厳守します。
- ・個人情報については本審査に関することにのみ適切に使用します。

3 問合せ先

問合せ : 大阪大学医学部附属病院未来医療開発部
〒565-0871 吹田市山田丘 2-2
最先端医療イノベーションセンター4階

責任者 : 名井 陽

担当者 : 井上 隆弘、平山 龍一 (問い合わせ先)

事務担当 : 増井 徳子 (事務問い合わせ先)

電話 : 06-6210-8291 FAX : 06-6210-8301

e-mail : support@dmi.med.osaka-u.ac.jp (様式送付先)
actjapan@dmi.med.osaka-u.ac.jp (ACT japanに関する問合せ先)

本プログラムのシーズ開発において定める役割は、以下のとおりです。

- 研究開発代表者 :
研究開発計画書において、「研究開発代表者」又はこれらに相当する肩書きの記載をされた者。
- 研究開発分担者 :
研究開発代表者と研究項目を分担し、「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者。
- 研究開発協力者 :
当該シーズ開発の遂行に当たって協力を行う者。